

別表 1

審査料・登録料

平成 5 年 4 月 1 日 施行
 平成 26 年 4 月 1 日 改正
 平成 27 年 4 月 1 日 改正
 平成 28 年 4 月 1 日 改正

段位 称号	審査料	登録料	推薦による登録料	備考
無指定	1,030円	認定された段級位の登録料額	— 円	
級位	1,030	1,030円	—	
初段	2,050	3,100	20,500	
二段	3,100	4,100	20,500	
三段	4,100	5,100	20,500	
四段	5,100	6,200	20,500	
五段	6,200	10,300	62,000	
六段	7,200	30,900	103,000	
七段	8,200	51,000	155,000	
八段	10,300	72,000	185,000	
錬士	6,200	41,000	103,000	
教士	9,300	62,000	185,000	
九段	—	—	260,000	
十段	—	—	—	
範士	—	—	260,000	

- (注) 1 審査料及び登録料は、その審査を司る団体の収入とする。
 2 昇段昇級及び昇格に係わる証書は、全て本連盟で作成の上交付する。
 3 地方審査及び連合審査を実施した団体は、段位登録料の80%及び級位証書の交付料(1名につき100円)を本連盟に収める。
 4 証書の再交付料は、段位1,030円・称号2,050円(荷造料・送料を含む)とする。ただし、範士号及び八段以上の段位の再交付料は、筆耕料実費とする。
 5 追授する場合は、登録料を免除する。